

富士見市立市民総合体育館屋根崩落事故調査委員会条例

(設置)

第1条 平成26年2月15日に発生した富士見市立市民総合体育館メインアリーナの屋根全面崩落事故について、事故原因を調査し、事故の再発防止を図るため、富士見市立市民総合体育館屋根崩落事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事故原因の調査に関すること。
- (2) 事故の再発防止に係る提言を行うこと。
- (3) その他市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第9条に規定する報告書を市長に提出した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査権限)

第7条 委員会は、調査のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告書)

第9条 委員会は、第2条に掲げる事務を終えたときは、その報告書を市長に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中35の項の次に次のように加える。

35 の2	市民総合体育館屋根崩落事故調査委員会委員	委員長	日額	20,000円
		委員	日額	10,000円

(この条例の失効)

3 この条例は、第9条の規定による報告書の提出があった日に、その効力を失う。